

平成22年 No.16

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の全部を改正する要項

制定理由

役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成22年 3 月 16 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の全部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年3月17日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の全部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項（平成20年2月15日制定）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（目的）

第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の国際活動及び国際交流事業を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。

- （1）国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務
- （2）大学間交流協定の基本方針に関する業務
- （3）留学生交流の基本方針に関する業務
- （4）その他国際戦略の推進のために必要な業務

（組織）

第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。

- （1）理事（教育等担当）
- （2）学長が委嘱する教員 若干名
- （3）国際課長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、

欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 推進本部に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員は、本部長が委嘱する。

3 部会に部会長を置き、第4条第1項の本部員のうちから本部長が指名する。

4 部会長は、部会の業務を総括する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の設置その他部会に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

(本部員以外の者の出席)

第7条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、学務部国際課が処理する。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の全部改正（案）について

改正理由：役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正（案）	現 行
（設置） 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 （目的） 第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の国際活動及び国際交流事業を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 （業務） 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 （1）国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務 （2）大学間交流協定の基本方針に関する業務 （3）留学生交流の基本方針に関する業務 <u>（4）その他国際戦略の推進のために必要な業務</u> （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 （1）<u>理事（教育等担当）</u> <u>（2）学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>（3）国際課長</u>	<u>第1章 総則</u> （設置） 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 （目的） 第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の国際活動及び国際交流事業を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 <u>第2章 国際戦略推進本部</u> （業務） 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 （1）国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務 （2）大学間交流協定の基本方針に関する業務 （3）留学生交流の基本方針に関する業務 <u>（4）東アジア教員養成国際コンソーシアムに関する業務</u> <u>（5）本学が重点的に行う大学間交流協定の締結・更新に関する業務</u> <u>（6）その他国際戦略の推進のために必要な業務</u> （組織） 第4条 推進本部は、次に掲げる者で組織する。 （1）<u>理事（総務等担当）</u> <u>（2）副学長（大学院教育等担当）</u> <u>（3）学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>（4）国際課長</u>

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事（教育等担当）をもって充て、副本部長は本部長が指名する。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進本部に本部長を置き、理事（総務等担当）をもって充てる。

3 本部長は、推進本部の業務を総括する。

（任期）

第5条 前条第1項第3号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（国際戦略アドバイザー）

第6条 推進本部は、業務を行うに当たって、国際戦略アドバイザーの助言を適宜受けるものとする。

第3章 国際戦略会議

（国際戦略会議）

第7条 第3条各号に掲げる業務に関し、その戦略的施策を検討するため、推進本部に国際戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第8条 会議は、次に掲げる委員で組織する。

（1）推進本部本部員

（2）国際戦略アドバイザー

（3）第14条の専任研究員

（議長）

第9条 会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

2 議長は、会議を主宰する。

（会議）

第10条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第11条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが

(部会) <u>第6条 推進本部に、必要に応じて部会を置くことができる。</u> <u>2 部会の委員は、本部長が委嘱する。</u> <u>3 部会に部会長を置き、第4条第1項の本部員のうちから本部長が指名する。</u> <u>4 部会長は、部会の業務を総括する。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、部会の設置その他部会に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。</u> <u>(本部員以外の者の出席)</u>	<u>できる。</u> <u>第4章 推進部門</u> <u>(推進部門)</u> <u>第12条 推進本部に、推進部門を置く。</u> <u>(業務)</u> <u>第13条 推進部門は、次に掲げる業務を行う。</u> <u>(1) 推進本部が策定した戦略的施策の推進に係わる業務</u> <u>(2) その他推進本部が指示する業務</u> <u>2 業務の遂行に当たっては、国際課と密接に連携して作業の円滑を期すものとする。</u> <u>(組織)</u> <u>第14条 推進部門は、専任研究員2名をもって組織する。</u> <u>2 前項の専任研究員は、非常勤講師をもって充て、東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第4条の規定に基づく特任教授等の称号を付与するものとする。</u> <u>(任期)</u> <u>第15条 前条の専任研究員の任期は、原則として2年とする。</u> <u>第5章 国際教育協力推進部会</u> <u>(部会)</u> <u>第16条 推進本部に、国際教育協力推進部会を置く。</u> <u>2 国際教育協力推進部会に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。</u>
---	---

第7条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、学務部国際課が処理する。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

第6章 雑則

(庶務)

第17条 推進本部の庶務は、学務部国際課が処理する。

(補則)

第18条 この要項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、推進本部が定める。